

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月16日

【四半期会計期間】 第26期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 I N E S T株式会社

【英訳名】 INEST, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番8号

【電話番号】 03-4216-2277(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 片野 良太

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番8号

【電話番号】 03-4216-2277(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 片野 良太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 連結累計期間	第26期 第1四半期 連結累計期間	第25期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上収益 (百万円)	354	1,586	4,890
税引前四半期(当期)利益 (△損失) (百万円)	24	△50	△5
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (△損失) (百万円)	169	△76	203
四半期(当期)利益 (△損失) (百万円)	169	△76	203
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (△損失) (百万円)	169	△76	203
四半期(当期)包括利益 (百万円)	169	△76	203
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	226	2,102	2,173
総資産額 (百万円)	922	6,038	6,647
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (△損失) (円)	2.82	△0.87	2.68
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益 (△損失) (円)	2.82	△0.87	2.68
親会社所有者帰属持分比率 (%)	24.6	34.8	32.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9	△138	302
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	342	△110	139
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△477	△54	△28
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	419	1,463	1,766

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

3. 第25期第1四半期連結累計期間の希薄化後1株当たり四半期利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり四半期利益と同額にて表示しております。

4. 当社は、2020年4月30日に当社の広告ソリューション事業のサービスを終了したことに伴い、同事業を非継続事業に分類しております。

これに伴い、第25期第1四半期連結累計期間及び第25期の売上収益及び税引前四半期(当期)利益(△損失)の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額で表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。なお、当社グループは当第1四半期連結累計期間より、従来の日本基準に替えて国際会計基準(以下「IFRS」という。)を適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度の数値もIFRSベースに組み替えて比較分析を行っております。

なお、当社は、主に飲食店等の事業者を対象に、広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供する事業を運営しておりましたが、当社グループの経営状況に鑑み、2020年4月30日に当該サービスを終了いたしました。当社の広告ソリューション事業のサービスの終了に伴い、同事業を非継続事業に分類しております。これにより、前第1四半期連結累計期間の売上収益、営業利益及び税引前四半期利益は非継続事業を除いた継続事業の金額で表示しております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日～2021年6月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。国内外経済の先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、感染の動向が国内外経済に与える影響に十分に注意する必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境では、AIやIoTを活用したソリューションサービスの活用やBCP対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、当社グループにおけるこれらの売上高のシェアは2020年3月期から2021年3月期にかけて増加傾向にあり、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

このような事業環境のもと、2020年8月1日を効力発生日として、株式会社アイ・ステーション及び株式会社Patchを当社の完全子会社とし、新たな経営体制へ移行いたしました。各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、積極的に販売活動を展開してまいりました。

なお、当社グループにおいては、複数の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を有していることから、現在の事業環境に柔軟に対応できたことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループにおける当第1四半期連結累計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響は軽微であります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上収益は1,586百万円(前年同期比347.4%増)となり、営業損失52百万円(前年同期は営業利益22百万円)、税引前四半期損失50百万円(前年同期は税引前四半期利益24百万円)、親会社の所有者に帰属する四半期損失は76百万円(前年同期は親会社の所有者に帰属する四半期利益169百万円)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

① 法人向け事業

法人向け事業セグメントは、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当第1四半期連結累計期間においては、中小法人に対する多数の顧客基盤や商品を活かした販売活動を積極的に展開してまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上収益は730百万円(前年同期比500.7%増)、セグメント利益は45百万円(前年同期比12.3%減)となりました。

② 個人向け事業

個人向け事業セグメントは、主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当第1四半期連結累計期間においては、個人に対する多数の顧客基盤と商品を強みに、より顧客のニーズに寄り添った販売活動に注力してまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上収益は864百万円(前年同期比271.0%増)、セグメント利益は43百万円(前年同期比2.9%減)となりました。

(2) 財政状態の状況

	前連結会計年度末 2021年3月31日	当第1四半期連結会計期間末 2021年6月30日	(単位:百万円) 増減
総資産	6,647	6,038	△609
負債	4,474	3,936	△537
資本	2,173	2,102	△71

総資産は、主に現金及び預金、営業債権及びその他の債権の減少により、前連結会計年度末に比べて609百万円減少し、6,038百万円となりました。

負債は、主に営業債務及びその他の債務の減少により、前連結会計年度末に比べて537百万円減少し、3,936百万円となりました。

資本は、親会社の所有者に帰属する四半期損失76百万円を計上したことにより、前連結会計年度末に比べて71百万円減少し、2,102百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	(単位:百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9	△138	
投資活動によるキャッシュ・フロー	342	△110	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△477	△54	
現金及び現金同等物の四半期末残高	419	1,463	

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に営業債務及びその他の債務の減少により、138百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産及び無形資産の取得による支出により、110百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済による支出により、54百万円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は1,463百万円となりました。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	310,795,700
A種優先株式	22,710,000
計	333,505,700

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月16日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,016,425	67,914,325	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	22,710,000	22,710,000	—	(注)
計	87,726,425	90,624,325	—	—

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数

単元株式数は100株であります。

(2) 剰余金の配当

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(3) 剰余財産の分配

① 当社は、剰余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種剰余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

② 当社は、前号に基づくA種優先剰余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先剰余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する剰余財産分配金と同額の剰余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。

- ② 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株式には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③ 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(6) 種類株主総会

- ① 基準日に関する定款規程は、毎事業年度末日の翌月から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。
- ② 株主総会の招集に関する定款規程は、種類株主総会の招集にこれを準用する。
- ③ 株主総会の決議に関する定款規程は、種類株主総会の決議にこれを準用する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	87,726,425	—	273	—	1,954

(注) 2021年7月1日から2021年8月16日までの間に、行使価額修正条項付第2回新株予約権の権利行使による新株発行により、発行済株式総数が2,897,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ124百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 22,710,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,012,000	650,120	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,325	—	—
発行済株式総数	87,726,425	—	—
総株主の議決権	—	650,120	—

(注) A種優先株式の内容は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) I N E S T株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目25 番8号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいた会計処理を行っております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	IFRS移行日 (2020年4月1日)	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物		563	1,766	1,463
営業債権及びその他の債権		413	1,157	819
棚卸資産		7	28	15
その他の金融資産	5	7	—	—
その他の流動資産		112	87	122
流動資産合計		1,104	3,041	2,421
非流動資産				
有形固定資産		2	104	128
使用権資産		—	1,173	1,144
のれん		—	1,666	1,666
無形資産		94	87	119
持分法で会計処理されている投資		10	11	11
その他の金融資産	5	343	402	412
繰延税金資産		18	157	132
その他の非流動資産		0	3	3
非流動資産合計		469	3,606	3,617
資産合計		1,574	6,647	6,038

(単位：百万円)

	注記	IFRS移行日 (2020年4月1日)	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務		913	1,856	1,408
有利子負債	5	485	814	803
リース負債		—	100	96
未払法人所得税		1	16	2
その他の金融負債	5	—	57	44
その他の流動負債		95	206	186
流動負債合計		1,495	3,052	2,541
非流動負債				
有利子負債	5	—	319	315
リース負債		—	1,045	1,022
引当金		—	57	57
繰延税金負債		3	—	—
非流動負債合計		3	1,422	1,394
負債合計		1,498	4,474	3,936
資本				
資本金		100	273	273
資本剰余金		262	1,985	1,990
利益剰余金		△287	△86	△162
自己株式		△0	△0	△0
親会社の所有者に帰属する 持分合計		75	2,173	2,102
資本合計		75	2,173	2,102
負債及び資本合計		1,574	6,647	6,038

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
継続事業			
売上収益	10	354	1,586
売上原価		142	179
売上総利益		212	1,406
その他の収益		24	3
販売費及び一般管理費		213	1,460
その他の費用		0	1
営業利益 (△損失)		22	△52
金融収益		3	14
金融費用		1	11
持分法による投資損益		0	0
税引前四半期利益 (△損失)		24	△50
法人所得税費用		△1	26
継続事業からの四半期利益 (△損失)		25	△76
非継続事業			
非継続事業からの四半期利益	9	143	—
四半期利益 (△損失)		169	△76
四半期利益 (△損失) の帰属			
親会社の所有者		169	△76
非支配持分		—	—
四半期利益 (△損失)		169	△76
1株当たり四半期利益 (△損失) (円)			
継続事業		0.43	△0.87
非継続事業		2.39	—
基本的1株当たり四半期利益 (△損失)	11	2.82	△0.87
希薄化後1株当たり四半期利益 (△損失) (円)			
継続事業		0.43	△0.87
非継続事業		2.39	—
希薄化後1株当たり四半期利益 (△損失)	11	2.82	△0.87

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期利益 (△損失)		169	△76
四半期包括利益合計		<u>169</u>	<u>△76</u>
四半期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者		169	△76
非支配持分		—	—
四半期包括利益合計		<u>169</u>	<u>△76</u>

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					合計	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式			
2020年4月1日		100	262	△287	△0	75	75	
四半期包括利益								
四半期利益		—	—	169	—	169	169	
四半期包括利益合計		—	—	169	—	169	169	
所有者との取引額等								
新株予約権の失効	6	—	△17	—	—	△17	△17	
連結子会社株式の売却による持分の増減		—	0	—	—	0	0	
所有者との取引額等合計		—	△17	—	—	△17	△17	
2020年6月30日		100	245	△118	△0	226	226	

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					合計	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式			
2021年4月1日		273	1,985	△86	△0	2,173	2,173	
四半期包括利益								
四半期損失(△)		—	—	△76	—	△76	△76	
四半期包括利益合計		—	—	△76	—	△76	△76	
所有者との取引額等								
株式報酬取引		—	4	—	—	4	4	
所有者との取引額等合計		—	4	—	—	4	4	
2021年6月30日		273	1,990	△162	△0	2,102	2,102	

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益 (△は損失)		24	△50
非継続事業からの税引前四半期利益	9	143	—
減価償却費及び償却費		2	51
金融収益		△3	△14
金融費用		1	11
持分法による投資損益 (△は益)		△0	△0
営業債権及びその他の債権の増減 (△は増加)		114	337
営業債務及びその他の債務の増減 (△は減少)		△232	△361
棚卸資産の増減 (△は増加)		4	12
その他		△62	△100
小計		△7	△112
利息の受取額		1	0
利息の支払額		△1	△10
法人所得税の支払額又は還付額		△0	△15
営業活動によるキャッシュ・フロー		△9	△138
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△0	△101
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		0	—
投資有価証券の売却による収入		212	—
子会社の支配喪失による収支 (△は支出)		114	—
貸付金の回収による収入		2	—
その他		13	△9
投資活動によるキャッシュ・フロー		342	△110
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の収支 (△は支出)		23	—
長期有利子負債の支出		△500	△16
リース負債の返済による支出		—	△37
財務活動によるキャッシュ・フロー		△477	△54
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△143	△303
現金及び現金同等物の期首残高		563	1,766
現金及び現金同等物の四半期末残高		419	1,463

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

INEST株式会社(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は東京都豊島区東池袋一丁目25番8号であります。当第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)並びに関連会社に対する当社グループの持分から構成されております。

当社グループは、主に中小企業や個人消費者に対して、モバイルデバイスやウォーターサーバー等の各種商品の販売を行う事業を営んでおります。当社グループの事業内容及び主要な活動は、「注記8. 事業セグメント」に記載しております。

2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社の要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IAS第34号に準拠して作成されております。

当社グループは、2021年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間よりIFRSを初めて適用しており、本要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠して作成する最初の要約四半期連結財務諸表となります。IFRSへの移行日は2020年4月1日であります。従前の会計基準は日本基準であり、日本基準による直近の連結財務諸表に表示されている会計期間の末日は2021年3月31日であります。

また、当社グループが適用しているIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」が与える影響については、「注記14. 初度適用」に記載しております。

(2) 測定の基礎

本要約四半期連結財務諸表は「注記3. 重要な会計方針」に基づいて作成されております。資産及び負債の残高は、公正価値で測定している金融商品などを除き、取得原価を基礎として計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

本要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

(4) 未適用の公表済み基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された基準書及び解釈指針のうち、重要な影響があるものはありません。

3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、本要約四半期連結財務諸表(IFRS移行日の要約連結財政状態計算書を含む)に記載されている全ての期間に適用しております。

(1) 連結の基礎

a. 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、及び投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力の全てを有している場合をいいます。

子会社が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を行っております。

グループ内の債権債務残高、取引、及びグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しております。

支配を喪失しない子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しております。当社グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整しております。

非支配持分を調整した額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させます。

当社が子会社の支配を喪失する場合、関連する損益は以下の差額として認識しております。

- ・受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計
- ・子会社の資産（のれんを含む）、負債及び非支配持分の支配喪失時の帳簿価額（純額）

子会社について、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えております。

b. 関連会社

関連会社とは、当社がその企業の財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。

関連会社に対する投資は、取得原価で当初認識した後、持分法による会計処理により、重要な影響力を有した日から喪失する日までの純損益及びその他の包括利益の当社グループの持分を認識し、投資額を修正しております。

関連会社の損失が、当社グループの当該会社に対する投資持分を超過する場合は、実質的に当該会社に対する正味投資の一部を構成する長期投資を零まで減額し、当社グループが当該会社に対して法的債務又は推定的債務を負担する、又は代理で支払いを行う場合を除き、それ以上の損失については認識しておりません。

(2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

取得にあたり支出した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。取得関連費用は発生時に連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債、及び従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定

のれんは、取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正いたします。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(3) 金融商品

① 金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得または損失は純損益に認識いたします。

(ii) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、またはほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

d. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、売買目的保有の金融負債であり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、取得原価は、購入原価並びに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全てのコストを含めております。取得原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積コストを控除して算定しております。

(6) 有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随するコスト、解体・除去及び設置場所の原状回復コストの当初見積額を含めております。減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。

償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～15年
工具、器具及び備品	2～10年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、「注記3. 重要な会計方針(2) 企業結合」に記載しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損については「注記3. 重要な会計方針(10) 非金融資産の減損」に記載しております。

(8) 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) リース

(借手側)

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された原資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか、またはリースを含んでいると判断した場合、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体及び除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。また、無形資産に係るリース、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

(10) 非金融資産の減損

a. 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループでは、期末に、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いて算定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

b. のれんの減損

当社グループでは、各報告期間末において、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

(11) 非継続事業

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループのひとつの事業もしくは地域を構成し、そのひとつの事業もしくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。

(13) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金として認識する金額は、主に過去の実績等に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(14) 資本

普通株式は、資本に計上しております。優先株式は、現金またはその他の金融資産によって強制的に償還する義務が無く、当社グループが配当金を支払う契約上の義務も無い場合、かつ、優先株式に付されている取得請求権等によって可変数の自己の資本性金融商品を引き渡す義務が無い場合には、資本に計上しております。

自己株式を取得した場合は、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却又は消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(15) 収益認識

IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する。

当社グループでは、「通信インフラサービス」、「ライフラインサービス」、「オフィスソリューションサービス」、「店舗ソリューションサービス」並びに「ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」を主な事業としております。

顧客へ移転する事を約束した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、その基礎となる財又はサービスの履行義務の充足を一時点で認識し、また、特定のサービスの履行義務の充足を一定期間にわたり認識しています。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

(16) 法人所得税

法人所得税は当期税金及び繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、及びその他の包括利益又は直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定又は実質的に制定されている税率及び税法を使用しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しております。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、かつ、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異には認識しておりません。

子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ、当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しております。繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しております。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益は、親会社の普通株主に帰属する四半期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり四半期利益は、全ての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の普通株主に帰属する四半期利益及び自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

要約四半期連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

- ・ 金融商品の評価（「注記3. 重要な会計方針(3) 金融商品」、「注記5. 金融商品」）
- ・ 非金融資産の減損（「注記3. 重要な会計方針(10) 非金融資産の減損」）
- ・ 繰延税金資産の回収可能性（「注記3. 重要な会計方針(16) 法人所得税」）

5. 金融商品

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融商品

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

IFRS移行日(2020年4月1日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
新株予約権付社債	—	—	212	212
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	11	11
合計	—	—	224	224

前連結会計年度(2021年3月31日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	9	9
合計	—	—	9	9
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	—	57	57
合計	—	—	57	57

当第1四半期連結会計期間(2021年6月30日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	9	9
合計	—	—	9	9
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	—	44	44
合計	—	—	44	44

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替えを生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

当第1四半期連結累計期間において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産および負債について、公正価値の測定が純損益またはその他の包括利益に与える影響に重要なものではありません。

② 公正価値の測定方法

株式

非上場株式については、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

新株予約権付社債

非上場会社の発行する転換社債型新株予約権付社債であり、主として割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により測定しております。

デリバティブ

新株予約権の公正価値については、市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

③ レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(2) 償却原価で測定する金融商品

① 公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は以下のとおりであります。

	IFRS移行日 (2020年4月1日)		前連結会計年度末 (2021年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産						
その他の金融資産						
敷金及び保証金	118	118	393	383	402	393
金融負債						
有利子負債						
長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	—	254	249	237	232
長期未払金 (1年内返済予定含む)	—	—	178	177	178	177

(注) 短期の金融資産、短期の金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

② 公正価値の測定方法

敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

借入金及び未払金

借入金及び未払金については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。

6. 社債

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

償還した社債(償還日 2020年5月15日)は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行価額 (百万円)	利率(%)	償還期限
I N E S T 株式会社	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2018年12月26日	500	2.1	2023年12月25日

(注) 当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2018年12月26日に発行したI N E S T株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することについて決議し、2020年5月15日に繰上償還しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

7. 企業結合等

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(支配の喪失)

1. 支配喪失の概要

- (1) 譲渡先企業の名称
株式会社E P A R K グルメ
- (2) 支配喪失した事業の内容

子会社の名称	株式会社E P A R K ライフスタイル
事業の内容	旅行代理店に対する予約システム等のソリューションサービス業

子会社の名称	株式会社E P A R K モール
事業の内容	商業施設や大手飲食チェーンに対する予約システム等のソリューションサービス業

(3) 支配喪失の主な理由

当社は、従来からの事業領域に加え、新たな収益基盤構築のためシステム事業において予約ソリューションサービスを提供していましたが、当社グループの経営状況に鑑み、株式会社E P A R K ライフスタイル及び株式会社E P A R K モールの全株式及び債権を譲渡すること並びに当該サービスの提供を終了することを決議いたしました。

- (4) 支配喪失日
2020年5月1日
- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 支配喪失に伴う損益

株式会社E P A R K ライフスタイル	その他の費用(子会社株式売却損)	0 百万円
株式会社E P A R K モール	その他の収益(子会社株式売却益)	19 百万円

(2) 支配の喪失を伴う資産及び負債

株式会社E P A R Kライフスタイル

流動資産	28	百万円
非流動資産	0	百万円
資産合計	28	百万円
流動負債	10	百万円
負債合計	10	百万円

株式会社E P A R Kモール

流動資産	64	百万円
非流動資産	88	百万円
資産合計	153	百万円
流動負債	72	百万円
負債合計	72	百万円

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

8. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、法人向け事業及び個人向け事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

なお、前第2四半期連結会計期間より、新たな経営体制への移行に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システム事業」、「直販事業」及び「広告ソリューション事業」から「法人向け事業」及び「個人向け事業」に変更しており、「法人向け事業」は、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。「個人向け事業」は、主に個人に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	121	232	354	—	354
セグメント間の 内部売上収益及び振替高	—	—	—	—	—
計	121	232	354	—	354
セグメント利益	52	45	97	△74	22
金融収益					3
金融費用					1
持分法による投資損益					0
税引前四半期利益					24

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	728	857	1,586	—	1,586
セグメント間の 内部売上収益及び振替高	1	7	8	△8	—
計	730	864	1,594	△8	1,586
セグメント利益	45	43	89	△141	△52
金融収益					14
金融費用					11
持分法による投資損益					0
税引前四半期損失(△)					△50

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

前第2四半期連結会計期間より、新たな経営体制への移行に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システム事業」、「直販事業」及び「広告ソリューション事業」から、「法人向け事業」及び「個人向け事業」に変更しております。従来の「システム事業」及び「広告ソリューション事業」については、「法人向け事業」に区分しております。また、従来の「直販事業」については、「個人向け事業」に区分しております。

また、当社の広告ソリューション事業のサービスの終了に伴い、同事業を非継続事業に分類しており、前第1四半期連結会計期間のセグメント収益及び業績は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。非継続事業の詳細については、「注記9. 非継続事業」に記載しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

9. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、主に飲食店等の事業者を対象に、広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供する事業を運営しておりましたが、当社グループの経営状況に鑑み、2020年4月30日に当該サービスの提供を終了いたしました。

(2) 非継続事業の損益

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
非継続事業の損益		
収益	157	—
費用	△14	—
非継続事業からの税引前四半期利益	143	—
法人所得税費用	—	—
非継続事業からの四半期利益	143	—

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	201	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
合計	201	—

10. 売上収益

(収益の分解)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

		報告セグメント		
		法人向け事業	個人向け事業	計
主要なサービスライン	通信インフラサービス	15	232	247
	ライフラインサービス	0	—	0
	オフィスソリューションサービス	71	0	71
	店舗ソリューションサービス	27	—	27
	ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	—	—	—
	その他	6	0	6
合計		121	232	354
顧客との契約から認識した収益				354
その他の源泉から認識した収益				—

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

		報告セグメント		
		法人向け事業	個人向け事業	計
主要なサービスライン	通信インフラサービス	230	351	581
	ライフラインサービス	134	455	589
	オフィスソリューションサービス	153	0	153
	店舗ソリューションサービス	24	—	24
	ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	160	44	204
	その他	25	6	31
合計		728	857	1,586
顧客との契約から認識した収益				1,564
その他の源泉から認識した収益				21

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース料収入が含まれています。

① 通信インフラサービス

通信インフラサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、モバイルデバイスや通信回線サービス等の販売を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じて契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」という。)で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

② ライフラインサービス

ライフラインサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、ウォーターサーバーや新電力等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。

③ オフィスソリューションサービス

オフィスソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、OA機器や照明、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

④ 店舗ソリューションサービス

店舗ソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、LED、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

⑤ ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス

ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービスにおいては、顧客企業の営業・マーケティング活動に関連する業務の受託により、当社の人材による電話コンタクト、直接訪問、Webコンタクト等のチャネルを通じて、顧客企業に代わってエンドユーザーに対し商品・サービスのセールス、訪問のためのアポイントの獲得等を行っており、そのサービスが提供されるにつれて収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供するにつれて、履行義務が充足されるものであります。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

11. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及び算定上の基礎、希薄化後1株当たり四半期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(1) 基本的1株当たり四半期利益 (△は損失)		
継続事業	0円43銭	△0円87銭
非継続事業	2円39銭	—
(算定上の基礎)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失) (百万円)	169	△76
親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額 (△は損失) (百万円)	169	△76
継続事業 (△は損失)	25	△76
非継続事業	143	—
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	59,953	87,726
(2) 希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失)		
継続事業	0円43銭	△0円87銭
非継続事業	2円39銭	—
(算定上の基礎)		
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額 (△は損失) (百万円)	169	△76
子会社及び関連会社の潜在株式に係る利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる金額 (△は損失) (百万円)	169	△76
継続事業 (△は損失)	25	△76
非継続事業	143	—
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	59,953	87,726
新株予約権による普通株式増加数(千株)	—	119
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる普通株式の加重平均株式数(千株)	59,953	87,845
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の算定に含めなかった金融商品の概要	—	新株予約権1種類 (新株予約権の数 66,500個)

12. 後発事象

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、2021年6月30日開催の取締役会において、第三者割当による第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議し、2021年7月16日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了し、発行しております。

1. 募集の概要

(1)割当日	2021年7月16日
(2)発行新株予約権数	32,508個(新株予約権1個につき100株)
(3)発行価額	総額5,266,296円(新株予約権1個当たり162円)
(4)目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 3,250,800株
(5)当該発行による潜在株式数	3,250,800株(新株予約権1個につき100株)
(6)資金調達額(差引手取概算額)	265,581,096円 (注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「(7)新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
(7)新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 当初の行使価額は、81円とする。ただし、行使価格は下記3項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価格の調整</p> <p>本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>(2) 本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(a) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>(b) 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

	<p>上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）</p> <p>(3) 上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p>
(8) 募集又は割当方法(割当先)	株式会社光通信に対する第三者割当方式
(9) 本新株予約権の行使期間	2022年1月1日から2026年12月31日まで
(10) 新株予約権の行使の条件	<p>1. 2021年6月30日付にて当社が本新株予約権と締結した資本業務提携契約が有効に存続していること。</p> <p>2. 前項に定める資本業務提携契約に基づき当社と本新株予約権者との間で行われる事業にいずれかにおいて2以上の地域（都道府県、政令指定都市または東京都特別区のいずれかを単位とする地域をいう。）で当該事業が行われたこと又は現に行われていること。</p>
(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(12) 資金使途	<p>フードデリバリーサービス事業者の顧客となる飲食店等の事業者を開拓する事業における</p> <p>①人件費 219百万円</p> <p>②販売促進費 45百万円</p>
(13) その他	<p>当社は、以下の内容について、株式会社光通信（以下「光通信」という。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」という。）を締結しております。</p> <p>①業務提携の内容 光通信が指定し、当社が承認する特定のフードデリバリーサービス事業者に関する本事業について、当社グループが光通信グループより独占的な地位の付与を受けることを含めた業務面での提携・協力関係を構築します。</p> <p>②資本提携の内容 当社が光通信に対し、第三者割当により新株予約権を発行し、光通信がその総数を引き受けます。</p> <p>③その他 当社と光通信の間には、2008年5月22日付資本提携及び業務提携に関する基本合意書並びに2009年10月2日付基本合意書（以下「旧提携契約」という。）が締結されており、それぞれ同日付の「業務提携並びに第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」並びに「業務提携並びに第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」として公表しております。旧提携契約の主な対象である介護業界向けサービス提供や教育研修事業は現在では当社グループの事業には含まれておらず、提携の対象に含まれる取引は一部に存在するものの現在は提携合意を必要とするものではないことから、2021年5月中旬頃両者で協議した結果、旧提携契約は本資本業務提携をもって終了することに合意しました。</p> <p>なお、光通信が保有している当社の株式については、引き続き長期的に保有する意向であることを2021年2月12日付同社から提出された大量保有報告書の変更報告書にて確認しております。</p>

13. 追加情報

当期中報告期間に係る期中財務諸表に反映されていない期中報告期間後の事象

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することについて決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年8月1日を効力発生日として実施され、アイ・ステーションは当社の完全子会社となりました。当該取引は、当社と関係会社である株式会社光通信との関連当事者取引に該当いたします。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	株式会社アイ・ステーション
事業の内容	法人向け携帯電話の販売 通信回線サービス及び電力小売供給契約の媒介

② 企業結合を行った主な理由

アイ・ステーションは、携帯電話やスマートフォンをはじめとした多数の商品の営業活動を法人や個人向けに展開しており、全国的な営業基盤を有しております。

当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業を株式交換で取得することにより、両社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等が結合し、収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものであると判断したため、本株式交換を実施することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換により、当社が同社の議決権の100%を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	46 百万円
	当社のA種優先株式の時価	1,476 百万円
取得対価		1,522 百万円

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類別の交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	アイ・ステーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	375 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式の交換比率	1 (A種優先株式)	375 (B種優先株式)

(注) 株式の割当比率

アイ・ステーションの普通株式1株に対して、当社の普通株式375株を割当て交付いたしました。また、アイ・ステーションのB種優先株式1株に対して、当社のA種優先株式375株を割当て交付いたしました。

②株式交換比率の算定方法

本株式交換における交換比率の算定について、公正性・妥当性を確保するため個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③交付する株式数

普通株式 : 712,500株
A種優先株式 : 22,710,000株

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因

①発生したのれん

1,109百万円

②発生原因

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジー効果の合理的な見積りにより発生したものであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

現金及び現金同等物	789 百万円
営業債権及びその他の債権	559 百万円
使用権資産	586 百万円
その他の金融資産	236 百万円
その他	294 百万円
資産合計	2,466 百万円
営業債務及びその他の債務	614 百万円
有利子負債(流動及び非流動)	735 百万円
リース負債(流動及び非流動)	574 百万円
その他	130 百万円
負債合計	2,054 百万円

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社P a t c h（以下、「P a t c h」という。）の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年8月1日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称、事業の内容

被取得企業の名称	株式会社P a t c h
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの取次販売事業 新電力小売事業

② 企業結合を行った主な理由

P a t c hは、訪問販売やテレマーケティングを通じてウォーターサーバーや新電力の営業活動を主に個人消費者向けに展開しており、当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業であることに加え、当社グループにはない販売網や営業力と多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤と商品を有しております。

P a t c hを取得することで収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながると判断したため、子会社化することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	500 百万円
取得対価		500 百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生要因

① 発生したのれんの金額

556百万円

② 発生原因

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジー効果の合理的な見積りにより発生したものであります。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

現金及び現金同等物	162 百万円
営業債権及びその他の債権	122 百万円
その他	29 百万円
資産合計	314 百万円
営業債務及びその他の債務	303 百万円
有利子負債(流動)	44 百万円
その他	22 百万円
負債合計	370 百万円

14. 初度適用

当社グループは、当第1四半期連結会計年期間からIFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2021年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2020年4月1日です。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSは、IFRSを初めて適用する会社に対して、原則としてIFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号は、一部については例外的に遡及適用が禁止され、IFRS移行日から将来に向かって適用されます。当該例外規定のうち当社グループに該当する項目は以下のとおりであります。

会計上の見積り

IFRSによる連結財務諸表の作成において行った会計上の見積りについては、日本基準による連結財務諸表の作成時点における見積りと首尾一貫したものとするため、その後に入手した新たな情報に基づく見積りの修正を反映しておりません。

また、IFRS第1号では、IFRSで要求される基準の一部について任意に免除規定を適用できることを定めております。当社グループが適用した主な免除規定の内容は以下のとおりであります

① 企業結合

IFRS移行日より前に行われた企業結合については、IFRS第3号「企業結合」を適用しておりません。

② リース

IFRS第1号では、初度適用企業は移行日に存在する契約にリースが含まれているかどうかを、同日時点で存在する事実及び状況に基づいて判定することが認められております。また、リース期間が移行日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、費用として認識することが認められております。

当社グループは、当該免除規定を適用し、リースの認識・測定を行っております。

当社グループは、IFRSによる要約四半期連結財務諸表を作成するにあたり、既の開示された日本基準による連結財務諸表及び四半期連結財務諸表に対して必要な調整を加えております。

当第1四半期連結会計期間においてIFRS第1号により開示が求められる調整表は、以下のとおりであります。

調整表上の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

(2) 資本に対する調整

IFRS移行日(2020年4月1日)

日本基準表示科目	日本基準 百万円	表示組替 百万円	認識及び 測定の違い 百万円	IFRS 百万円	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	563	—	—	563		現金及び現金同等物
売掛金	333	79	—	413	b	営業債権及びその他の債権
商品	7	—	—	7		棚卸資産
未収入金	155	△155	—	—	b	
	—	7	—	7		その他の金融資産
その他	44	67	—	112		その他の流動資産
貸倒引当金	△0	0	—	—	b	
流動資産合計	1,104	—	—	1,104		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	—	2	—	2	h	有形固定資産
建物	1	△1	—	—		
その他	0	△0	—	—		
無形固定資産	—	96	△1	94	h	無形資産
ソフトウェア	94	△94	—	—		
その他	1	△1	—	—		
投資その他の資産						
投資有価証券	426	△426	—	—	a	
敷金及び保証金	118	△118	—	—	h	
	—	10	—	10	a	持分法で会計処理されている投資
	—	347	△4	343	A, h	その他の金融資産
破産更生債権等	79	△79	—	—		
繰延税金資産	16	—	1	18		繰延税金資産
	—	0	—	0	h	その他の非流動資産
貸倒引当金	△266	266	—	—	h	
固定資産合計	473	—	△4	469		非流動資産合計
資産合計	1,578	—	△4	1,574		資産合計

日本基準表示科目	日本基準 百万円	表示組替 百万円	認識及び 測定 の差異 百万円	IFRS 百万円	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
買掛金	88	822	2	913	c	流動負債 営業債務及びその他の債務
1年内償還予定の 転換社債型新株予約権 付社債	500	—	△14	485	d	有利子負債
未払金	276	△276	—	—	c	
未払法人税等	3	—	△2	1		未払法人所得税
前受金	509	△509	—	—	c	
賞与引当金	18	△18	—	—		
役員賞与引当金	0	△0	—	—		
その他	57	△18	56	95	D, c	その他の流動負債
流動負債合計	1,453	—	41	1,495		流動負債合計
固定負債	—	—	3	3		非流動負債
	—	—	3	3		繰延税金負債
負債合計	1,453	—	44	1,498		非流動負債合計 負債合計
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	247	—	14	262		資本剰余金
利益剰余金	△223	—	△63	△287	A, D	利益剰余金
自己株式	△0	—	—	△0		自己株式
	124	—	△49	75		親会社の所有者に帰属 する持分合計
純資産合計	124	—	△49	75		資本合計
負債純資産合計	1,578	—	△4	1,574		負債及び資本合計

前第1四半期連結会計期間(2020年6月30日)

日本基準表示科目	日本基準 百万円	表示組替 百万円	認識及び 測定の違い 百万円	IFRS 百万円	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	419	—	—	419		現金及び現金同等物
売掛金	128	100	—	228	b	営業債権及びその他の債権
商品	4	—	—	4		棚卸資産
未収入金	187	△187	—	—	b	
	—	5	—	5		その他の金融資産
その他	18	81	—	100		その他の流動資産
貸倒引当金	△0	0	—	—	b	
流動資産合計	756	—	—	756		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	2	—	—	2		有形固定資産
無形固定資産	6	—	△1	4		無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	26	△26	—	—	a	
敷金及び保証金	119	△119	—	—	h	
	—	10	—	10	a	持分法で会計処理されている投資
	—	135	△4	131	A a, h	その他の金融資産
	—	12	3	16		繰延税金資産
その他	15	△15	—	0	h	その他の非流動資産
貸倒引当金	△2	2	—	—	h	
固定資産合計	167	—	△2	165		非流動資産合計
資産合計	924	—	△2	922		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
買掛金	35	620	0	656	c	流動負債
未払金	142	△142	—	—	c	営業債務及びその他の債務
未払法人税等	0	—	△0	—		未払法人所得税
前受金	471	△471	—	—	c	
賞与引当金	6	△6	—	—		
その他	18	0	19	38	D	その他の流動負債
流動負債合計	675	—	19	695		流動負債合計
固定負債	—	—	0	0		非流動負債
	—	—	0	0		繰延税金負債
負債合計	675	—	19	695		非流動負債合計
						負債合計
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	247	—	△2	245		資本剰余金
利益剰余金	△99	—	△19	△118	A, D	利益剰余金
自己株式	△0	—	—	△0		自己株式
	248	—	△21	226		親会社の所有者に帰属 する持分合計
純資産合計	248	—	△21	226		資本合計
負債純資産合計	924	—	△2	922		負債及び資本合計

前連結会計年度(2021年3月31日)

日本基準表示科目	日本基準 百万円	表示組替 百万円	認識及び 測定の違い 百万円	IFRS 百万円	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	1,766	—	—	1,766		現金及び現金同等物
売掛金	1,022	128	6	1,157	b	営業債権及びその他の債権
商品	47	△19	—	28		棚卸資産
その他	209	△114	△7	87	b	その他の流動資産
貸倒引当金	△4	4	—	—	b	
流動資産合計	3,042	—	△1	3,041		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	—	104	—	104	h	有形固定資産
建物	67	△67	—	—		
その他	36	△36	—	—		
	—	—	1,173	1,173	C	使用権資産
無形固定資産						
のれん	1,534	—	131	1,666	B, E	のれん
その他	89	—	△1	87		無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	20	△20	—	—	a	
敷金及び保証金	377	△377	—	—	h	
	—	11	—	11	a	持分法で会計処理されている投資
	—	386	16	402	A, h	その他の金融資産
繰延税金資産	119	△0	37	157		繰延税金資産
その他	11	△8	—	3	h	その他の非流動資産
貸倒引当金	△8	8	—	—	h	
固定資産合計	2,248	△0	1,358	3,606		非流動資産合計
資産合計	5,290	△0	1,357	6,647		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
買掛金	246	1,572	37	1,856	c	流動負債 営業債務及びその他の債務
短期借入金	700	△700	—	—	d	
1年内返済予定の 長期借入金	45	△45	—	—	d	
	—	814	—	814	d	有利子負債
	—	0	99	100	C	リース負債
	—	—	57	57	F, g	その他の金融負債
未払金	964	△964	—	—	c	
未払法人税等	31	△11	△3	16		未払法人所得税
前受金	416	△416	—	—	c	
賞与引当金	80	△80	—	—		
役員賞与引当金	15	△15	—	—		
解約調整引当金	138	△138	—	—	c	
その他	148	△15	73	206	D, c	その他の流動負債
流動負債合計	2,786	—	265	3,052		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	208	110	—	319	d	有利子負債
	—	5	1,039	1,045	C	リース負債
	—	—	57	57		引当金
	—	△0	0	—		繰延税金負債
その他	116	△116	—	—		
固定負債合計	324	△0	1,097	1,422		非流動負債合計
負債合計	3,111	△0	1,362	4,474		負債合計
純資産の部						資本
資本金	273	—	—	273		資本金
資本剰余金	1,944	11	30	1,985	g	資本剰余金
利益剰余金	△54	—	△31	△86	A, B C, D E, F	利益剰余金
自己株式	△0	—	—	△0		自己株式
新株予約権	15	△11	△4	—	g	
	2,179	—	△5	2,173		親会社の所有者に帰属 する持分合計
純資産合計	2,179	—	△5	2,173		資本合計
負債純資産合計	5,290	△0	1,357	6,647		負債及び資本合計

(3) 包括利益に対する調整

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
売上高	351	△10	14	354	e	売上収益
売上原価	137	—	4	142	e	売上原価
売上総利益	213	△10	9	212		売上総利益
	—	16	7	24	f	その他の収益
販売費及び一般管理費	244	△14	△17	213	D, f	販売費及び一般管理費
	—	2	△2	0	f	その他の費用
営業損失(△)	△30	16	36	22		営業利益
営業外収益	5	△5	—	—	f	
営業外費用	1	△1	—	—	f	
特別利益	158	△158	—	—	f	
特別損失	2	△2	—	—	f	
	—	0	2	3	f	金融収益
	—	1	0	1	f	金融費用
	—	0	—	0		持分法による投資損益
税金等調整前四半期純利益	128	△143	39	24		税引前四半期利益
法人税等合計	4	—	△5	△1		法人所得税費用
	124	△143	44	25		継続事業からの四半期利益
		143	—	143		非継続事業からの四半期利益
四半期純利益	124	—	44	169		四半期利益
親会社株主に帰属する四半期純利益	124	—	44	169		親会社の所有者に帰属する四半期利益
四半期包括利益	124	—	44	169		四半期包括利益合計
親会社株主に係る四半期包括利益	124	—	44	169		親会社の所有者
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—	—	—		非支配持分

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
売上高	6,500	△1,048	△561	4,890	E, e	売上収益
売上原価	1,780	△1,037	△139	602	E, e	売上原価
売上総利益	4,720	△10	△421	4,287		売上総利益
	—	35	7	42	f	その他の収益
販売費及び一般管理費	4,685	△14	△507	4,163	B, C D, E	販売費及び一般管理費
	—	53	△0	52	f	その他の費用
営業利益	34	△14	94	114		営業利益
営業外収益	13	△13	—	—	f	
営業外費用	27	△27	—	—	f	
特別利益	170	△170	—	—	f	
特別損失	58	△58	—	—	f	
	—	0	2	3	f	金融収益
	—	32	92	124	F, f	金融費用
	—	0	—	0		持分法による投資損益
税金等調整前当期純利益	132	△143	4	△5		税引前損失(△)
法人税等合計	△35	—	△29	△65		法人所得税費用
	168	△143	34	59		継続事業からの当期利益
		143	—	143		非継続事業からの当期利益
当期純利益	168	—	34	203		当期利益
親会社株主に帰属する当期純利益	168	—	34	203		親会社の所有者に帰属する当期利益
包括利益	168	—	34	203		当期包括利益合計
親会社株主に係る包括利益	168	—	34	203		親会社の所有者
非支配株主に係る包括利益	—	—	—	—		非支配持分

(4) 表示の組替に関する注記

以下の項目については、IFRSの規定に準拠するための表示の組替であり、利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼしません。

- a. 日本基準において投資有価証券に含めて表示しておりました持分法適用関連会社に対する投資について、IFRSでは持分法で会計処理されている投資として表示しております。
- b. 日本基準において区分掲記していた売掛金、未収入金及び貸倒引当金は、IFRSでは営業債権及びその他の債権として表示しております。
- c. 日本基準において区分掲記していた買掛金、未払金、及び前受金は、IFRSでは営業債務及びその他の債務として表示しております。
- d. 日本基準において区分掲記していた短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債は、IFRSでは流動負債の有利子負債として表示しております。また、日本基準において区分掲記していた長期借入金は、IFRSでは非流動負債の有利子負債として表示しております。
- e. IFRS適用において、当事者として関与している取引は売上収益及び売上原価を総額表示し、代理人として関与している取引は純額表示しております。
- f. 日本基準において営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失として表示されていた金額のうち、支払利息などの金融関連項目については、IFRSでは金融収益及び金融費用として、固定資産の除売却損益や減損損失等については、IFRSでは販売費及び一般管理費、及びその他の収益及びその他の費用として表示しております。
- g. 日本基準において純資産の部に区分掲記していた新株予約権について、IFRSでは資本剰余金またはその他の金融負債として表示しております。
- h. その他IFRS科目に合わせて集約・別掲の表記をしております。

(5) 認識及び測定の違いに関する注記

利益剰余金に関する差異調整の主な項目は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	IFRS移行日 (2020年4月1日)	前第1四半期 連結会計期間 (2020年6月30日)	前連結会計年度 (2021年3月31日)
日本基準の利益剰余金	△223	△99	△54
認識及び測定の違い			
A. 金融商品	△4	△4	0
B. のれん	—	—	124
C. リース	—	—	△6
D. 従業員給付	△52	△13	△48
E. 企業結合	—	—	7
F. 新株予約権	—	—	△88
その他	△7	△1	△19
認識及び測定の違い合計	△63	△19	△31
IFRSの利益剰余金	△287	△118	△86

主要な差異の内容は、以下のとおりであります。

A. 市場性のない資本性金融商品

日本基準では、市場性のない資本性金融商品について取得原価で計上しておりました。IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づきその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しており、市場性の有無に関係なく公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益を通じて認識しております。

B. のれん

日本基準では効果が発現すると合理的に見積られる期間にわたって規則的にのれんを償却しておりましたが、IFRSでは企業結合により発生したのれんは、毎期、または兆候を識別した場合減損テストを行っております。

C. リース負債及び使用権資産

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行ってまいりました。IFRSでは、借手のリースについてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類せず、リース取引について使用権資産及びリース負債を認識してまいります。

D. 未払有給休暇

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「その他の流動負債」として負債計上してまいります。

E. 企業結合

株式会社アイ・ステーション及び株式会社Patchの企業結合日について日本基準ではみなし取得日(2020年7月1日)としてまいりましたが、IFRSでは2020年8月1日に調整してまいります。

F. 新株予約権

日本基準では会計処理が求められていなかった新株予約権の公正価値評価について、IFRSでは公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識してまいります。

(6) キャッシュ・フローに対する調整

日本基準では、オペレーティング・リース及び賃貸契約に係る支払いリース料及び賃貸費用は、営業活動によるキャッシュ・フローに区分してまいりますが、IFRSでは、原則としてすべてのリースについて、リース負債の認識が要求され、当該負債の返済による支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分してまいります。

15. 承認日

2021年8月16日に当要約四半期連結財務諸表は、取締役会によって承認されてまいります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月16日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。